| | |
|---|---|
| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 百パーセント |
| 平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 八十パーセント |
| 平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 六十パーセント |
| 平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四十パーセント |
| 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十パーセント |

（調整項目に係る経過措置）

**第七条**　新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2　新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第三条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第三条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第三条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

**第八条**　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第八条第十項第一号の規定の適用については、当該規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

**○金融庁告示第三十号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十三条第一項第二号の規定に基づき、保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　平成二十四年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法施行規則（以下「規則」という。）第七十三条第一項第二号（規則第百六十条において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が定める金額（生命保険会社及び外国生命保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）に係るものに限る。）は、東日本大震災による災害に係る保険金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、平成十年六月大蔵省告示第二百三十四号（保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件）第一条の規定にかかわらず、死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。

二　平成二十四年三月三十一日、平成二十五年三月三十一日、平成二十六年三月三十一日、平成二十七年三月三十一日及び平成二十八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る平成十年六月大蔵省告示第二百三十四号第一条の規定における既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額については、東日本大震災による災害に係る額を控除できるものとする。

**○金融庁告示第三十一号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十八条第五号、第六号イ及びホ並びに第二百十条の十一の四第五号、第六号イ及びホの規定に基づき、平成二十三年金融庁告示第二十三号（保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

別表第十一Ⅱ1(1)イ①の表中「（国内土地）」を「（土地（海外の土地を含む。））」に改める。

別表第十一Ⅱ1(1)イ②の表中「不動産」を「不動産（土地（海外の土地を含む。））」に改める。

別表第十二中「（国内土地）」を「（土地（海外の土地を含む。））」に改める。

別表第十四の2中「不動産」を「不動産（土地（海外の土地を含む。））」に改める。

別表第二十二の表備考を次のように改める。

備考

1　家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る再保険貸の額を除く。

2　リスク対象金額のうち、第一条の規定により連結の範囲に含まれる者に係るものについては、リスク対象金額から控除することができる。

**○金融庁告示第三十二号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結）及び別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社）の規定に基づき、平成二十三年金融庁告示第二十五号（保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体）等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第四第二項中「下欄八」を「下欄九」に改める。

第五第一項中「第二百十条十の二」を「第二百十条の十の二」に改め、第五第二項中「第二百十条の十の二」を「第二百十条の十の二」に、「下欄八」を「下欄九」に改める。

**○金融庁告示第三十三号**

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十七条第二号の二及び第三号イ並びに第百六十二条第二号の二及び第三号イの規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第四十八号（保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎

別表第六の二Ⅱ．1．の改正規定のうち同表Ⅱ．1．(1)イ①中「合計額を算出する。」の次に「なお、規則第百六十二条第二号の二の規定に基づき計算する場合に係る不動産の額については、日本国内の土地に限るものとする。」を加え、「（国内土地）」を「（土地（海外の土地を含む。））」に改め、同表Ⅱ．1．(1)イ②中「不動産」を「不動産（土地（海外の土地を含む。））」に改める。

別表第七の改正規定中「（国内土地）」を「（土地（海外の土地を含む。））」に改め、同表の備考の改正規定に次のように加える。

5．規則第百六十二条第三号イの規定に基づき計算する場合に係る不動産の額については、日本国内の土地に限るものとする。

別表第七の次に二表を加える改正規定のうち別表第七の三の2．中「不動産」を「不動産（土地（海外の土地を含む。））」に改める。